

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2020.5.15)

株式会社 山梨福祉総研

1.3 密の回避

1)密閉の回避

- ①施設の建物において、換気設備の清掃や整備等の維持管理を行う。
- ②施設の建物や訪問サービス中において、スタッフやご利用者が在室している部屋においては、2方向の窓を開け換気を行う。また、雨や強風などの悪天候時は30分に1回、5分程度同様の換気を行う。
- ③送迎・訪問車などの社用車に同乗者がいる場合は、窓を開け換気を行って走行する。また、送迎終了後は、1時間換気を行う。
- ④施設の建物以外でサービス提供を行う際は、密閉空間への立ち入りを禁止する。

2)密集の回避

- ①施設内の利用人数は、利用定員とし、スタッフも会議や研修会などの制限を行い、同室に密集しない。(スタッフの密集は概ね5名以内)
- ②見学者・来客者・訪問者ともに一度に5名以上の入室は行わない。
- ③施設の建物以外でサービスを提供する際は、不特定多数の方が多く集まる場所への立ち入りを禁止する。

3)密接の回避

- ①ご利用者の関わる距離に留意し、最低1m以上確保する。
- ②近距離での会話や発声を避ける。
- ③ご利用者のサービス提供中、スタッフの業務中や休憩中など、人同士が近くで対面する配置を避ける。
- ④会議等においてweb会議など遠隔での業務を励行する。
- ⑤施設の建物以外でサービスを提供する際は、その場所での過ごし方について、対面を避ける、距離を保つなどの密接を防ぐ。

2. 発熱者等への行動制限

1)ご利用者

- ①発熱者(例えば平熱より1度以上あり、解熱後24時間以上)や体調不良者(軽度であっても風邪症状(咳や喉の痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合)の利用は控えていただく

※なお、訪問看護ステーションにおいては、その特性から現ご利用者の発熱や体調不良に対する処置が必要な場合や生命維持の関わる事案等においては、対策をとった上で訪問し、主治医と連携を図る。また、代替えできる他のサービス提供が望めない場合は、

スタッフの安全を確保したうえで、訪問を行う。

- ②スタッフが訪問する場合、通所で来られる場合のともに、そのサービスの利用前にご利用者やご家族がご利用者の体温の計測を行い、①に当てはまる場合は、事前の連絡にて利用は中止とする。
- ③相談や受診の行動については別紙「新型コロナウイルス感染症についての相談・目安」（厚労省）に基づく行動をお願いする。

2) スタッフ

- ①発熱者（例えば平熱より1度以上あり、解熱後24時間以上）や体調不良者（軽度であっても風邪症状（咳や喉の痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合）の出勤停止
- ②出勤前に検温や体調確認を行い、部署内で情報を共有する。また①の当てはまる場合や上司から指示が出た場合は、出勤を停止する。
- ③相談や受診の行動については別紙「新型コロナウイルス感染症についての相談・目安」（厚労省）に基づく行動をお願いする。

3) 見学者・来客者・訪問者

- ①原則施設建物への出入りは禁止とするが、やむを得ない場合は、検温と体調確認を行い、発熱者においては出入りを禁止する。
- ②なお、外部ボランティア等の受け入れについては、事前と入室時の検温を行い、発熱者（例えば平熱より1度以上あり、解熱後24時間以上）や体調不良者（軽度であっても風邪症状（咳や喉の痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合）の利用は控えていただく

3. 飛沫感染・接触感染防止

- 1) ご利用者・スタッフ・見学者・来客者・訪問者のマスク装着・咳エチケットの徹底と周知（厚労省発行の新型コロナウイルスに関する資料を配布）
- 2) 【セラ水】ご利用者・スタッフ・見学者・来客者・訪問者の施設建物内出入りの際の全身噴霧、送迎・訪問車は車内の噴霧。通所は送迎の乗車前にご利用者へ手に擦りこみ、上半身から足まで使用する。
- 3) 施設建物で人が接触する場所や備品等に昼後・おやつ後・ご利用者帰宅後の1日3回拭く。（次亜塩素酸を薄めたもの）
- 4) サービス開始時終了後、また業務移行時、通所ではご利用者のサービス利用時、食事、おやつの前などに、石鹸での手洗いを丁寧に（20秒以上）行うこと。手洗いができない方はエタノールを使用する。
- 5) 口腔ケアや飛沫を伴うサービス提供の場合は、ガウン、フェイスシールド、キャップを着用する。

4. 感染症予防策

- 1) スタッフの直行直帰やテレワークの励行を行い、濃厚接触となる機会の減少に努める。

- 2)業務内容は法令順守のもと、簡素化を図り、社内に滞在する時間の短縮や勤務時間の短縮などを行う。
- 3)スタッフの行動については、国や県の緊急事態宣言に則った行動を行い、業務に伴う外部への会議、研修会、学会等への参加は極力自粛する。(なお、自粛することで業務を行う上で支障となるようなケースにおいては、個別に上司と相談の上、参加の可否を決定し、役員会での承認を得る。)また、引き続き、私用においても外部への行動制限の自粛を要請し、感染症予防を図る。
- 4)社内の会議においては web 会議を励行し、大人数で集まることを避ける。(概ね 5 名以内とする)

5. 感染症に備えた事前準備

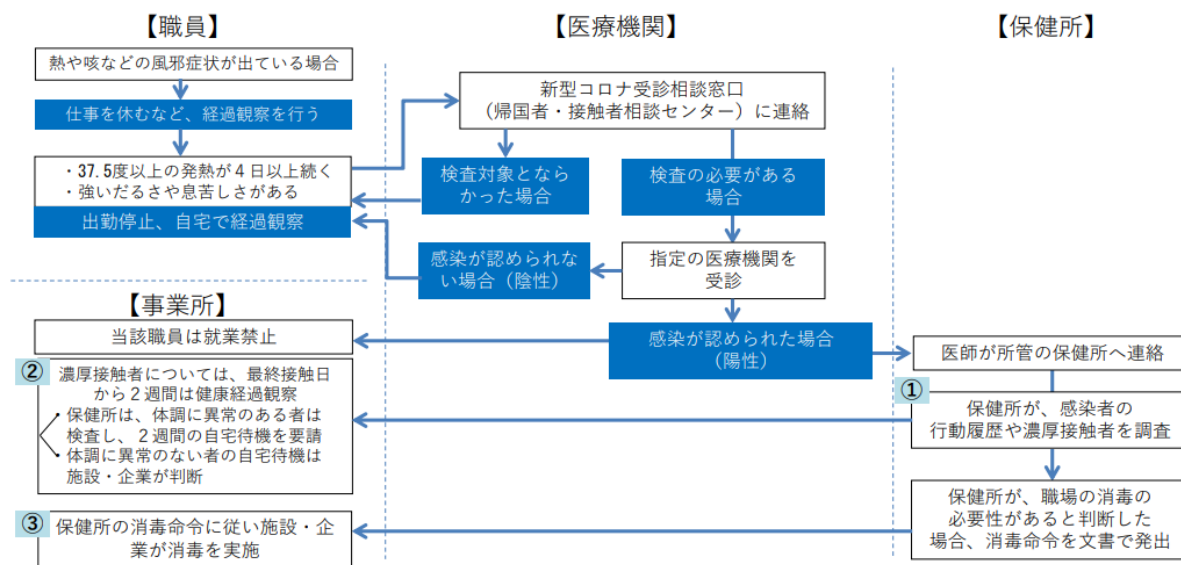
- 1)別紙「新型コロナウイルス感染症に関する具体的な対応について(2020.4.10)2. 事前準備について」を参照する。

6. 営業自粛要請発令時の対応について

- 1)別紙「新型コロナウイルス感染症に関する具体的な対応について(2020.4.10)3. 営業自粛要請発令時の対応について」を参照する。

7. ご利用者やスタッフ(共に家族含む)が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- 1)新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて



①最初は感染者の居住地の保健所に連絡が入り、勤務先等について聞き取り調査が実施される。その後、居住地の保健所から勤務先の管轄の保健所に対し、疫学調査を依頼。

②保健所職員が濃厚接触者の特定を行う。濃厚接触者全員を自宅待機とさせるかについては、各事業者の判断による。

③保健所が必要と判断した場合、事業所の消毒(必要な範囲および使用する薬剤と方法)を命令。消毒作業は専門業者が必要な場合もあれば、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容による。

(出所) 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」、千代田保健所へのヒアリングから日商事務局作成

2)法人内連絡系統

①組織図に基づいた連絡系統

ご利用者・スタッフ→管理者→業務部長→事業部長→代表取締役

②感染者発生時の窓口(緊急対策委員会の立ち上げ)

代表取締役を委員長とする、緊急対策委員会を立ち上げ、委員長が指名する委員で構成する。窓口を緊急対策委員会の一元化とし、ご利用者や行政や保健所、その他機関の窓口となり、対策を協議する。

3)発生時の手続きについて(日本商工会議所引用 2020.3.10)

①事前の備え

(1)管轄の保健所と連絡先を確認しておく

(2)連絡系統に基づいた対策責任者や担当者を決めておき、意思決定者・対応者を明確にする

(3)事務所の消毒作業を依頼できる業者を探しておく

②新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の流れ

(1)感染者の発生を知る

・新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、感染者は隔離され、居住地の保健所により、勤務先等について聞き取り調査を受けます。感染者の居住地の保健所は、感染者の勤務先を管轄する保健所に対し、疫学調査を実施するよう依頼します。事業者は、管轄保健所からの疫学調査実施の連絡により、職員の感染を知ることになります。

(2)疫学調査の対応準備をする

・疫学調査のために保健所の職員が事業所に到着するまでの間に、感染者 が在籍していた部署があるフロアー全体の見取り図と、個人名入りの座席表を用意しておきましょう。

(3)保健所の積極的疫学調査に協力し、命令・指導を受ける

・保健所職員が、濃厚接触の可能性のある従業員と個別に面談し、濃厚接触者の特定と行動把握を行います。保健所は、濃厚接触者の中で体調に異常が認められる者について、検査を行うとともに、最終接触日から2週間の自宅待機を要請します。

・対策責任者は、濃厚接触者全員のリストを作成し、管理します。(リストに必要な項目:①氏名、②生年月日、③年齢、④住所、⑤電話番号)その際、対策責任者は、各濃厚接触者に対し、調査を行った保健所から居住地の保健所に対し、情報提供が行われる旨を伝達する必要があります。

・なお、濃厚接触者のうち、体調の異常が認められない者についても、最終接触日から2週間の自宅待機を指示するかどうかは、対策責任者の判断に任せられます。

※「濃厚接触者」とは:感染者に、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(目安として2メートル)で一定時間以上接

触があった場合に濃厚接触者と考えられます(厚労省 Q&A より)。実際には、保健所が対面調査により個別に判断します。

(4)保健所の命令・指導に従い、消毒および濃厚接触者の管理を行う

- ・保健所は、必要に応じて事業所の消毒(必要な範囲および使用する薬剤と方法)を命令するとともに、必要であれば感染者が触れた可能性の高い消耗品の廃棄等についても要請する場合があります。なお消毒の実施費用については、事業者の自己負担となります。(消毒作業は専門業者が必要な場合も、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容によります)
- ・対策責任者は、保健所の命令を受けた部分(主に感染者本人及び濃厚接触者の行動した範囲)の消毒が完了するまで、可能であれば、非濃厚接触者の出勤も控えさせましょう。
- ・全ての濃厚接触者(自宅待機者・通常出勤者の双方)について、毎日健康状態(体温、咳、倦怠感の有無等)を自己チェックさせ、毎日その結果をとりまとめて保健所に報告し、異常が認められた場合には、保健所の指示に従います。
- ・濃厚接触者に関する保健所のやりとりは、個人情報を含んでいます。取扱いには十分に注意しましょう。
- ・感染者の発生を対外的に公表するように保健所が指示することはありません。会員や地域社会への対応上の必要に応じて、適宜判断してください。

(5)さらに感染者が発生した場合

- ・濃厚接触者、または非濃厚接触者の中から、さらに感染者が発生した場合、対策責任者は、保健所の指示に従い、濃厚接触者リストを更新し、濃厚接触者の管理を継続します。
- ・未消毒の場所に勤務する非濃厚接触者から感染者が発生した場合、対策責任者は、保健所の命令があれば、事業所の再消毒を行います。

(6)自宅待機期間が終了した者について

- ・対策責任者は、発症することなく自宅待機期間を終えた濃厚接触者を、再度健康状態の確認を行った上で、職場復帰させます

(7)全員が職場復帰するまで、濃厚接触者の管理を継続する

- ・濃厚接触者全員が職場復帰するまで、対策責任者は濃厚接触者の管理を行います。

4)法人内や各部署の対応について

- ①別紙「新型コロナウイルス感染症に関する具体的な対応について(2020.4.10)4. ご利用者(家族含む)やスタッフ(家族含む)が新型コロナウイルス感染症と診断された場合」を参照する。

8. 新規の受け入れについて

1)受け入れ基準について

- ①14 日以内に中国を含む海外への渡航歴のある人や、渡航歴のある人、感染が確認された人に濃厚接触する機会があった方の利用は行わない。
- ②利用開始時前の数日～12 日以内に発熱・咳などの症状があった方、症状が続く方の利用は行わない。
- ③法人が定める、対応マニュアル、お願い、具合的な対応、本ガイドラインに則した感染拡大予防対策にご協力頂ける方。
- ④訪問看護ステーションにおいては、その特性から新規のご利用者の発熱や体調不良に対する処置が必要な場合や生命維持の関わる事案等においては、各事案にあわせた感染防止対策をとった上で訪問し、主治医と連携を図り、代替えできる他のサービス提供が望めない場合は、スタッフの安全を確保したうえで、訪問を行う。

9. ガイドラインの順守について

1) ガイドラインのチェック

- ①月 1 回定期開催のリーダー会議内にて、各部署における毎日のガイドライン順守の報告を行う。
- ②ガイドラインに沿った業務を行う上で発生する課題等に対しては、業務部長や事務長に適宜報告し、早急の解決を図る。